

市道の技術的基準等に関するパブリックコメントの実施について

1 基準制定の目的

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の公布に伴い「道路法」及び「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」が改正され、国が定めていた道路構造の技術的基準などを県や市が条例で定めることになりました。

このため、市道における構造の技術的基準などを平成 25 年 4 月 1 日までに制定します。

2 規定する基準について

- (1) 牧之原市が管理する市道の構造の技術的基準
- (2) 牧之原市が管理する市道に設ける道路標識の寸法を定める基準
- (3) 移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する基準

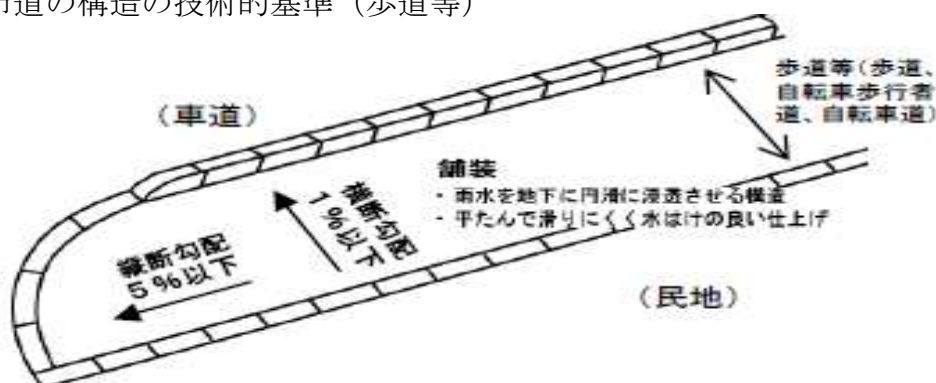
3 市独自の基準案について

市が独自の内容を規定する基準	市規則	基準項目	左の基準項目の主な内容	
			市の基準	(参考) 国が定める基準
市道の構造の技術的基準	(1)	縦断勾配	最大値を 5% とする (*2)	(規定がない)
		歩道等 (*1) 舗装	舗装をするとともに、雨水を地下に浸透させることができる構造及び平坦で滑りにくく水はけのよい仕上げとする。	舗装する
		横断勾配	1% 以下とする (*2)	2% を標準とする
市道に設ける道路標識の寸法	(2)	文字(ローマ字)の大きさ	文字(漢字、かな)の大きさの 65% の値	文字(漢字、かな)の大きさの 50% の値

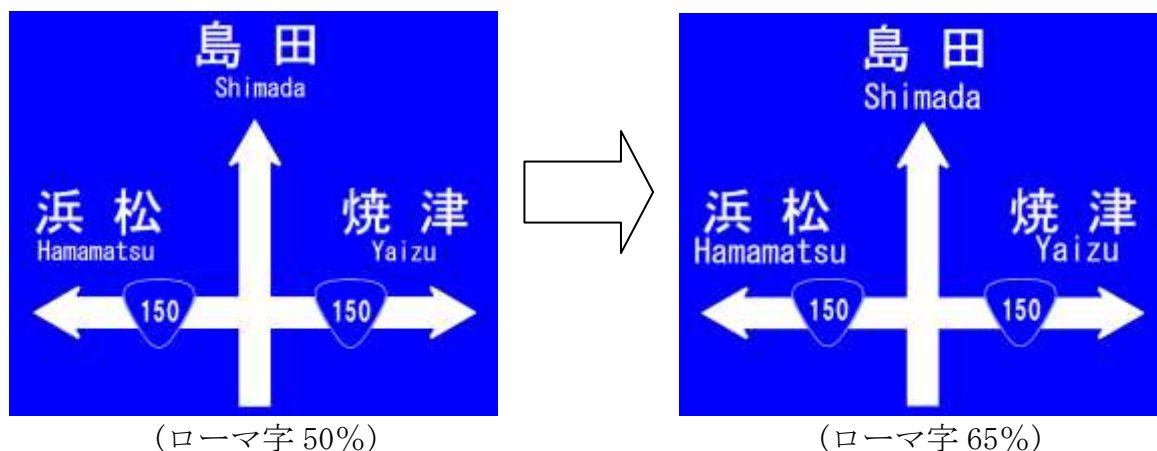
(*1) 「歩道、自転車歩行車道及び自転車道」のことをいいます。

(*2) 地形の状況などの特別な理由によりやむを得ない場合を除きます。

(1) 市道の構造の技術的基準 (歩道等)



(2) 市道に設ける道路標識の寸法（文字の大きさ：ローマ字）



4 パブリックコメント（意見募集）の実施について

基準の制定にあたっては、牧之原市自治基本条例の趣旨に基づいて、パブリックコメント（意見募集）を実施します。

(1) 対象者

次のいずれかに該当する者（法人、団体を含む）。

ア 市内に居住し、通勤し又は通学する者。

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体。

ウ 上記のほか、意見募集の対象となっている事案に利害関係を有する者。

(2) 募集期間

10月19日（金）から11月12日（月）まで。

(3) 公表資料

資料は維持管理課、情報公開コーナー、市ホームページで公表しています。

ア 市が管理する市道の構造の技術的基準（案）の概要

イ 市道に設ける道路標識の寸法に関する基準（案）の概要

(4) 意見提出方法

住所（市外の場合は勤務先または通学先も）、氏名、電話番号（市外の場合は勤務先または通学先も）を記入の上、維持管理課に直接または郵便、ファックス、電子メールで提出。

(5) 結果の公表

11月下旬に結果の公表を予定しています。

5 今後の予定について

(1) 平成24年10月19日（金）～11月12日（月）

パブリックコメントの実施（市民からの意見募集）。

(2) 平成24年11月～平成25年1月

パブリックコメントの内容を反映した条例（案）の作成。

(3) 平成25年2月

市議会定例会へ上程。

(4) 平成25年4月

条例施行。